

第 2 4 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 4 第 1 項第 1 号中「 1 0 0 分の 2 0 4 」を「 1 0 0 分の 2 0 8 」に、「 1 0 0 分の 5 9 」を「 1 0 0 分の 5 7 」に改め、同項第 2 号中「 2 万 9 , 4 0 0 円」を「 3 万 2 0 0 円」に、「 1 0 0 分の 4 1 」を「 1 0 0 分の 4 3 」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「 1 0 0 分の 2 7 」を「 1 0 0 分の 3 5 」に、「 1 0 0 分の 4 9 」を「 1 0 0 分の 5 0 」に改め、同項第 2 号中「 9 , 0 0 0 円」を「 1 万 8 0 0 円」に、「 1 0 0 分の 5 1 」を「 1 0 0 分の 5 0 」に改める。

第 1 6 条の 5 中「 7 万円」を「 8 万円」に改める。

第 1 9 条の 2 各号列記以外の部分中「 7 万円」を「 8 万円」に改め、同条第 1 号ア中「 1 万 7 , 6 4 0 円」を「 1 万 8 , 1 2 0 円」に改め、同号イ中「 5 , 4 0 0 円」を「 6 , 4 8 0 円」に改め、同条第 2 号ア中「 1 万 1 , 7 6 0 円」を「 1 万 2 , 0 8 0 円」に改め、同号イ中「 3 , 6 0 0 円」を「 4 , 3 2 0 円」に改める。

第 2 4 条の 4 中「（同法附則第 3 5 条の 2 の 4 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「同法第 3 1 7 条の 2 第 1 項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附則第 1 0 項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附則中第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 1 0 項の次に次の 1 項を加える。

- 1 1 地方税法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第24条の4の規定は、平成17年度分の保険料から適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例附則第10項及び第11項の規定は、平成16年度分の保険料から適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定するとともに、地方税法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。